

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年9月30日付「保医発第0930第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、次頁の項目につき検体検査実施料が平成21年10月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
23	シスタチンC精密測定	EIA法	130	生化I 144	*1
D023 微生物核酸同定・定量検査					
4	淋菌及びクラミジアトラコマチス 同時核酸増幅同定精密検査	核酸増幅法:TMA法 検出法:HPA法及び DKA法の組み合わせ	300	微生物 150	*2

[注]

- *1: ア シスタチンC精密測定は、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
- イ シスタチンC精密測定は、本区分「1」の尿素窒素(BUN)又は本区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「22」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *2: ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。
- ただし、「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定検査又は本区分「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。